

練馬区告示第 **396** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更する。

なお、その関係図面は、令和8年8月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	減 面 積 (平方メートル)
12-446	練馬区	練 馬 一 丁目 6103 番 39 地先 から	変更前	—
	練馬区	練 馬 一 丁目 6103 番 39 地先 まで	変更後	110.51

特別区道路線区域変更図

練馬一丁目地内

縮尺 600分の1

- 特別区道
-  区域変更により減となる区間



6103-39のうち

